

出展規定

(1) 出展申し込み及び本規約の効力の発生

主催者は当展示会の開催に向け最大限の努力をします。出展の申し込みは、本申込書に必要事項を記入・署名・捺印し、事務局に提出することにより受理されます。その時点で出展申込法人（以下「出展社」という）は本出展規定に同意したものとみなされ、本規定の効力が発生し、出展社は本規定を遵守する義務が発生します。なお、主催者は本展への出展が適当でないと判断した場合、出展申込書の受理を拒否することができます。また、これにより生ずる損害等に対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

(2) 出展料金支払方法

本出展申込書を主催者にご提出いただいた後、折返し発行する請求書のとおり記載された期限までに消費税込合計金額を下記の指定銀行口座までお振ください。出展料金を最終支払期限内にお支払いいただけない場合は、出展申し込みを取消させていただくことがあります。

振込先指定銀行口座
銀行：みずほ銀行 八重洲口支店
普通口座：2212548 ニッショクテングカイジムキョウ

最終支払期限：2026年1月30日（金）（予定）
※振込手数料は申込者にてご負担願います。支払方法は銀行振込とし、手形等によるお支払はお受けできません。

(3) 出展小間料金に含まれるもの

主催者及び事務局では本展が出展社の皆様にとって実り多い展示会となるよう、年間を通して開催に向け様々な活動や準備・企画・業務を行っております。こうした運営活動費や以下のようなものが出展小間料金に含まれます。

- * 出展小間スペース費
- * パッケージブース（選択されたプランのもの）
- * 「月刊食品工場長」誌上展示会の広告掲載費
- * 基準時間内の会場使用料金・照明・空調費
- * 共用施設の工事費及び維持費
- * 会場警備費（搬入・搬出時含む）
- * 会場内清掃費（出展社ブース除く、搬入・搬出時含む）
- * 広報宣伝費（ご招待状、ポスター、ガイドマップ、その他各種印刷物、公式Webサイト、日本食糧新聞を含む関連媒体等での広報宣伝費）
- * 公式Webサイトへの出展社基本情報の掲載費
- * 来場動員プロモーションに係わる費用（協力団体・企業へのプロモーションや動員活動、併催イベントの企画制作、DM発送等）
- * 来場者サービスに係わる費用（ID、会場案内等の制作費）
- * 会場内装飾費用
- * 事務局企画運営・安全管理・警備費用
- ▼ 以下のものは出展料金に含まれません。
- * 各社展示ブースの搬入出及び運営費
- * 臨時電話・ISDN・ADSL等の通信回線の仮設費と通信料金
- * 基準時間外の会場使用料
- * 電気・給排水・ガス等の工事費と使用料
- * 自社展示物及び対人障害などの保険料
- * 会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
- * 各社展示ブース内のゴミ処分に係る費用
- * その他、通常出展小間料金に含まれない費用とみなされるもの

(4) 出展申込後の解約（一部解約も含む）

出展社が、出展申し込みの解約（一部解約も含む）をする場合、書面にて主催者に通知の上、下記の通り出展社は解約料を支払うものとします。

書面による解約通知を受理した日	解約料
出展申込受理日から2025年12月25日迄	出展料の50%
2025年12月26日以降	出展料の100%

出展社が上記相当金額を未だ支払っていないと

きは、直ちにこれを支払うものとします。出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超えているときは、主催者より超過分から振込手数料を引いた金額を返還します。

(5) 小間位置の決定

小間位置は出展製品、出展規模、申し込み順などを考慮して主催者が決定します。また、主催者は、展示会規模の変動や入場整理の都合上、または展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、出展社は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

(6) 小間の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社は、自社分の小間を主催者の承諾なしに、転貸、売買、譲渡あるいは交換することはできません。

(7) 共同出展の取り扱い

2社以上の申込社が共同で出展する場合、1社が出展申込法人として代表して申し込みを行い、共同出展する社名・出展製品等を申し込み時に主催者へ通知するものとします。なお、展示会に関わる全ての費用は出展申込法人宛に請求いたします。共同出展の法人宛に請求金額を分割したり、請求先を共同出展の法人先宛に変更することは原則としてできません。

(8) 展示会の運営

主催者は展示会の業務を円滑に遂行するため、各種規定の制定、修正、追加を行うことができます。出展社が「出展規定」その他、出展の手引き上での規定に違反した場合、主催者はその出展社の出展中止の措置をとることができます。その場合、その展示ブースは主催者が処分することができ、出展小間料金の扱いについては、出展規定（4）「出展申込後の解約（一部解約も含む）」に準拠します。

(9) 諸経費の負担

- ① 試飲・試食を行う場合、その提供方法により手洗い、流し等の給排水設備が必要になる場合があります。その際の設置費用は出展社の負担となります。
- ② 電気、給排水設備等を必要とするときは、所定の申込書で手続きを行い、所定料金を各業者にお支払いください。
- ③ 出展物の輸送、搬入・搬出、展示、実演、撤去その他出展社の行為に属する費用は、すべて出展社の負担となります。

(10) 消防法規等

出展社は会場施設に適用されるすべて消防及び安全に関する法規・注意事項等を遵守しなければなりません。

(11) 騒音及び迷惑行為の防止と出展中止の措置

他の出展社に著しく迷惑をかけている、あるいはその恐れがある、または出展内容が本展に適切でないとか主催者が判断した場合、主催者はその出展社に対し、出展の中止の措置をとることができます。この場合、出展小間料金の扱いについては、出展規定（4）「出展申込後の解約（一部解約も含む）」に準拠します。

(12) 展示物の管理と免責

展示物の管理は、各出展社の責任において行ってください。主催者及び事務局は、その損害、盗難、紛失、破損等については一切責任を負わないものとします。

(13) 事故防止及び保険

出展社は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて事故発生の防止に努めてください。主催者はこれらの作業を通じ、必要と認めた場合に事故防止のための処置を命じ、その作業を制限

または中止を求めることがあります。また会場への展示物等の搬入から撤去までに必要と思われる損害保険には、各出展社で加入してください。会期中、展示ブース内の警備・保険に関して各出展社で行ってください。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

(14) 補償

- ① 出展社が、他社展示ブース、主催者の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展社の責任になります。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。
- ② 主催者及び事務局は、本展示会に関する招待状、会場案内図、公式Webサイト掲載情報、プロモーション用資料等一切の製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任を負わないものとします。

(15) 展示物の搬入・搬出と撤去

会場への展示物等の搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細につきましては、別途、出展要項にてご案内いたします。会期中は主催者の承認なしに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示物や展示ブース内の保守及び清掃は、各出展社の責任において行ってください。主催者の定めた日時までに撤去されない展示物等は、出展社の費用で主催者が撤去いたします。

(16) 展示会の中止

- ① 主催者は当展示会の開催に向け最大限の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない理由と判断した場合、当展示会を中止し、本契約を解除できる権利を有するものとします。この場合、出展社の責に帰すべき理由、または、原子力災害・放射能災害・戦争・地震・火山の噴火・津波・火災・悪天候・疾病の流行等の自然災害、政治もしくは経済の混乱、公権力の行使等の理由により中止され、本契約が解除されたものであるときは、主催者は出展社に対し出展料金を返還する義務を負わないほか、本契約の解除によって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。
- ② その他の理由により中止された場合には、既に払い込まれた出展料金については、必要経費を差し引いた上でなお余剰金があった場合、出展社に返還いたします。その際に出展料金が未納の場合、出展社は主催者が定めた必要経費を支払うものとします。なお、本契約の解除によって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

(17) 会期・会場、開場時間の変更

主催者は、やむを得ない事情により当展示会の会期・会場及び開場時間を変更することがあります。この変更を理由として出展申し込みの取り消し、本契約の解除はできません。また、これによって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

(18) 出展規定の遵守

- ① 出展社は、主催者が定める一連の規定（出展申込書、出展要項等）を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。万が一規定に違反した場合は、主催者は理由の如何にかかわらず出展の拒否または本契約を解除することができるものとします。この場合、主催者は出展社の自己負担により小間を撤去することができ、既に払い込まれた出展料金等は返還いたしません。また、これによって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。
- ② また、主催者と出展社、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。

＜お問い合わせ先＞

日本食糧新聞社 展示会運営事務局（エヌイーオー企画内）

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-12-2 ASKビル5階 (株)エヌイーオー企画内

TEL：03-5843-6536 FAX：03-5843-6529